

資料

連邦準備法

目 次

- 第1条 略称および定義
- 第2条 連邦準備区
- 第3条 支 店
- 第4条 連邦準備銀行
- 第5条 株式の発行、資本金の増加および減少
- 第6条 加盟銀行の破産 [略]
- 第7条 利益金の分配
- 第8条 州法銀行の国法銀行への組織変更 [略]
- 第9条 加盟銀行としての州法銀行
- 第10条 連邦準備制度理事会
- 第10条(a)加盟銀行団に対する緊急貸付
- 第10条(b)各個の加盟銀行に対する貸付
- 第11条 連邦準備制度理事会の権限 (以上前号)
- 第12条 連邦諮問会
- 第12条 A 連邦公開市場委員会
- 第13条 連邦準備銀行の権限
- 第13条 a 農業手形の割引
- 第13条 b 産業目的の貸付および割引
- 第14条 公開市場操作
- 第15条 政府預金

- 第16条 発 券
- 第17条 国法銀行による国債預託 [略]
- 第18条 国債の借替
- 第19条 銀行準備金
- 第20条 準備としての国法銀行券兌換基金 [略]
- 第21条 銀 行 檢 查
- 第22条 檢査官、加盟銀行、役員および取締役の犯罪 [略]
- 第23条 国法銀行株主の責任
- 第23条 A 子会社との関係 [略]
- 第24条 農地に対する貸付
- 第24条 A 銀行の営業用土地建物に対する投資
- 第25条 外国支店
- 第25条(a)外国銀行業務を認可された銀行法人 [略]
- 第25条(b)訴訟の管轄権 [略]
- 第26条 抵触法律の廃止 [略]
- 第27条 国法銀行券に対する課税 [略]
- 第28条 国法銀行資本金の減額 [略]
- 第29条 救 济 条 項
- 第30条 改正権の留保

期の残余期間とする。

(2) 諮問会の権限 (Powers)

連邦諮問会は直接またはその役員を通じ次の権限を使用する。

- (1) 一般経済状況に關し直接連邦準備制度理事会と協議すること。
- (2) 理事会の権限内の事項に關し口頭または文書をもつて建議すること。
- (3) 割引歩合、再割引業務、発券、各区における準備金の状況、準備銀行による金または証券の売買および公開市場操作ならびに準備銀行制度に関する一般的な事項に關し、情報を徵しつつ勧告を行うこと。

第12条 A 連邦公開市場委員会

(1) 委員および会議 (Members and meetings)

- (a) 連邦公開市場委員会 (以下委員会といふ) を創設し、連邦準備制度理事会理事および次の規定により選任される 5 名の連邦準備銀行代表者をもつてこれを構成する。

この代表者は連邦準備銀行の頭取または首席副頭取であることを要し、1943年3月1日

第12条 連邦諮問会

(1) 創設、会員および会議

(Creation, members, and meetings)

連邦諮問会を設置し、連邦準備区と同数の会員をもつてこれを構成する。

各連邦準備銀行はその取締役会において毎年その連邦準備区より 1 名の同諮問会会員を選任することを要する。会員は連邦準備制度理事会の承認を得て選出銀行取締役会の定める報酬および手当を受ける。

同諮問会の会議は少なくとも毎年 4 回、連邦準備制度理事会の招集あるときはそれ以上、コロンビア区ワシントンにおいて開催される。

諮問会は前記規定の会議のほか、必要と認める場合にはコロンビア区ワシントンまたはその他の場所において他の会議を開くことができ、またその役員を選任し、その議事方法を定めることができる。会員の過半数をもつて事務遂行に要する会議の定足数とする。

諮問会に欠員を生じた場合には各関係準備銀行がこれを補充する。後任会員の任期は前任者の任

に始まる任期に対する選挙を始めとして、次
の方法により毎年1回選出されるものとする。

1名はニューヨーク連邦準備銀行取締役会
により選出

1名はボストン、フィラデルフィアおよび
リッチモンド連邦準備銀行取締役会により
選出

1名はクリーヴランドおよびシカゴ連邦準
備銀行取締役会により選出

1名はアトランタ、ダラスおよびセントル
イス連邦準備銀行取締役会により選出

1名はミネアポリス、カンサスシティおよ
びサンフランシスコ連邦準備銀行取締役会
により選出。

各取締役会はこの選挙において1票を有する
ものとし、この選挙についての詳細な事項
はこの委員会の定める規程により管理される。
この規程は隨時改訂することができる。

各代表者の不在の場合にその職務を代理する
者は、同じく連邦準備銀行の頭取または首席副頭取たることを要し、かつ同一方法によ
り毎年1回選出されるものとする。

委員会の会議は連邦準備制度理事会会長の
招集により、または委員会委員3名の要請に
より、毎年少なくとも4回コロンビア区ワシ
ントンにおいて開催するものとする。

(2) 準備銀行の参加、委員会の規程

(Participation of Reserve banks; regulations of
Committee)

(b) 連邦準備銀行は、委員会の指図およびその
定める規程によるほか、この法律の第14条に基
く公開市場操作を実施したるはその実施を
拒否することはできない。

委員会は連邦準備銀行の公開市場取引に関する
規程を検討し、採択し、かつこれを各連
邦準備銀行に伝達しなければならない。

(3) 管理原則 (Governing principles)

(c) この法律の第14条において公開市場操作に
適格と定めだ一切の証券の売買の時期、性質
および総額は、商業および事業の必要資金の
融通という観点から、かつ全国の一般的信用
状態に対するその影響を考慮して定められる

ものとする。

第13条 連邦準備銀行の権限

(1) 預金および取扱手形の受入れ

(Receipt of deposits and collections)

連邦準備銀行はその加盟銀行および合衆国政府
より、合法貨幣、国法銀行券、連邦準備券または
小切手および一覧払の送金手形による当座資金
の預託を受入れ、また取扱のため、支払期日到来
の約束手形および為替手形を受入れることができる。

連邦準備銀行はまた、もっぱら為替または取扱
の目的で、他の連邦準備銀行より、合法貨幣、国
法銀行券、他の連邦準備銀行あて小切手、その準
備区内において呈示次第支払われる小切手およ
び送金手形、ならびにその準備区内において支払わ
るべき支払期日到来の約束手形および為替手形に
よる当座資金の預託を受入れることができる。

連邦準備銀行はまた、もっぱら為替または取扱
の目的で、非加盟銀行または信託会社より、合法
貨幣、国法銀行券、連邦準備券、小切手および一
覧払の送金手形、または支払期日到来の約束手形
および為替手形による当座資金の預託を受入れる
ことができる。ただし前記の非加盟銀行または信
託会社は、その勘定において連邦準備銀行が保有
している回送中の切手手形類を相殺するに足る残
高をその所在区の連邦準備銀行に保有しなければ
ならない。

この法律中の本条またはその他のいかなる条項
も、加盟銀行または非加盟銀行に対し、連邦準備
制度理事会の決定し規制する相当の手数料の徴収
を禁止するものと解釈することはできない。ただ
しその手数料は、いかなる場合においても、小切
手および送金手形の取扱または支払、ならびにこ
れに対する為替またはその他の方法による送金の
ため、一時に呈示された小切手および送金手形の
総額を基礎として100ドルまたはその端数につき
10セントをこえてはならない。なおこの手数料は
連邦準備銀行に対してはこれを課すことができ
ない。

(2) 商業、農業および工業手形の割引

(Discount of commercial, agricultural and

industrial paper)

連邦準備銀行は、実際の商取引から生じた約束手形、送金手形および為替手形、すなわち農業、工業もしくは商業上の目的のため発行もしくは振出され、またはその代り金がこのような目的のため使用されたかもしくは使用されるべき約束手形、送金手形および為替手形で、その加盟銀行の裏書を有し、かつその銀行が自行の裏書に関しては呈示、通知および拒絶証書の作成を免除しているとみなされるものを割引くことができる。連邦準備制度理事会はこの法律の意義の範囲内において割引適格手形の性質を決定または定義する権限を有する。

この法律のいずれの規定も主要農産物またはその他の貨物、製品もしくは商品を担保とする約束手形、送金手形および為替手形の割引を禁ずるものと解釈することはできない。もっぱら未加工の主要農産物の生産者に対して貸付を行う目的をもつて発行された問屋の約束手形、送金手形および為替手形は割引に適格のものとする。ただしこの定義は単に投資を内容とする手形、または合衆国国債および短期証券を除き、株式、公社債もしくはその他の投資証券を保持しもしくは取引する目的のため発行もしくは振出された約束手形、送金手形および為替手形を含まない。

本項に基き割引を許される約束手形、送金手形および為替手形は、割引の当時において、恩恵日を除き90日以内に満期となるものでなければならない。

(3) 個人、組合および法人に対する割引

(Discounts for individuals, partnerships, and corporations)

連邦準備制度理事会は、非常かつ緊急の場合には、理事5名以上の同意により、連邦準備銀行に対し、同理事会の定める期間、この法律の第14条(d)項の規定により定められた率をもつて、個人、組合または法人のために約束手形、送金手形および為替手形を割引する権限を与えることができる。この場合前記の手形はこの法律の他の規定に基き加盟銀行に対する割引に適格とされる種類および期限のものであつて、連邦準備銀行の満足する裏書または担保を有するものであることを要する。

ただし連邦準備銀行は個人、組合または法人のためにこれらの手形の割引を行いうに当たり、あらかじめその個人、組合または法人が他の金融機関より十分な信用供与を受けないことの証拠を得なければならない。

個人、組合または法人に対するこれらの割引はすべて連邦準備制度理事会の定める制限、規制および規程に従うことを要する。

(4) 一覧払為替手形の割引または買取

(Discount or purchase of sight drafts)

連邦準備銀行は、腐敗性を有せず容易に販売しうる農業その他の主要産物の国内向け積出または輸出取引より生じ、かつその産物に対する所有権を表示しましたは確保する船荷証券またはその他の積荷証書によつて担保された一覧払または要求払の為替手形で、その加盟銀行の裏書を有し、かつその銀行が自行の裏書に関しては呈示、通知および拒絶証書の作成を免除しているとみなされるものを、連邦準備制度理事会の定める規程および制限に従つて割引または買取ることができる。

ただしこれら為替手形はすべてすみやかに取立に付することを要し、かつ支払のための呈示はその産物の仕向地到着後適宜迅速に行わなければならぬ。なおまだこれら手形はいかなる場合においても、連邦準備銀行によりまたは連邦準備銀行の勘定において、90日以上の期間これを保有することはできない。

連邦準備銀行はこの種の手形の割引に際し、各手形の予定期限を基礎として控除すべき利息を計算し、手形の支払後、割引料をその実際期限に適合するよう調整することができる。

(5) 一借主の手形の割引に関する制限

(Limitation on discount of paper of one borrower)

個人、組合、協会または法人が作成人、引受人、裏書人、振出人もしくは保証人として責任を有する約束手形、送金手形および為替手形を加盟銀行のために再割引する総額は、いつでも、それらの個人、組合、協会または法人が改正法律第5200条の規定に基き国法銀行に対し合法的に債務を負担することのできる金額をこえてはならない。

ただし本項の規定は連邦準備銀行における現行の再割引適格手形の性質または種類を変更するも

のと解釈することはできない。

(6) 引受手形の割引 (Discount of acceptances)

連邦準備銀行は次に掲げる種類の引受手形で、割引の当時において恩恵日を除き90日以内に満期となりかつ少なくとも一加盟銀行の裏書を有するものを割引くことができる。

ただし農業上の目的のため振出された引受手形で、引受の当時において、容易に販売しうる主要産物に対する所有権を表示または確保する倉庫証券またはその他の証書により担保されたものは、割引の当時恩恵日を除き6か月以内に満期となるものも割引くことができる。

(7) 加盟銀行による引受

(Acceptances by member banks)

加盟銀行は、恩恵日を除き6か月以内に満期となる自行あて送金手形または為替手形で、貨物の輸入もしくは輸出による取引から生じたもの、または貨物の国内向け積出による取引から生じ引受の当時所有権を表示しもしくは確保する積荷証書を添付したもの、または引受の当時容易に販売しうる主要産物の所有権を表示しもしくは確保する倉庫証券もしくはその他の証書で担保されたものは、その引受をなすことができる。

加盟銀行のなしうる引受は、外国取引であると内国取引であるとを問わず、その引受手形と同一取引に基く添付証書によりまたはその他の実際の担保品により担保されることなくしては、一個の個人、会社、商社または法人に対しいつでも総額においてその払込済無瑕疵資本金および剩余金の10%相当額をこえてはならない。また手形引受の総額はいつでもその払込済無瑕疵資本金および剩余金の5%相当額をこえてはならない。

ただし連邦準備制度理事会は、加盟銀行の資本金および剩余金の額のいかんにかかわらず、すべての銀行に対し同様に適用される一般規定を定め、これに基き、加盟銀行に対しいつでも総額においてその払込済無瑕疵資本金および剩余金の100%をこえない限り、かかる手形の引受を許容することができます。なお内国取引から生じた引受手形の総額はいかなる場合でも前記資本金および剩余金の50%をこえることはできない。

(8) 加盟銀行の約束手形に対する貸付

(Advances to member banks on promissory notes)

連邦準備銀行はその加盟銀行に対してその約束手形により15日をこえない期間に限り、貸付をすることができる。この場合その約束手形は、合衆国の長中期国債、債務証書もしくは財務省証券の預託もしくは質入れにより、またはこの法律の第13条aに基き連邦準備銀行が買取りうる連邦中期信用銀行の債券もしくは類似の債務証書の預託もしくは質入れにより、または連邦農地抵当会社法に基き発行された連邦農地抵当会社社債の預託もしくは質入れにより、または1933年住宅所有者貸付法(修正法)第4条(c)項に基き発行された債券の預託もしくは質入れにより担保されたものであることを要する。連邦準備銀行はその加盟銀行に対し、この法律の規定に基き連邦準備銀行による再割引または買取に適格である約束手形、送金手形、為替手形もしくは銀行引受手形で担保された同行の約束手形により、90日をこえない期間に限り貸付をすることができる。

これらの貸付はすべて連邦準備銀行の定める利率で行わなければならない。この利率は連邦準備制度理事会の審査および決定に従い定められるものとする。

前記の貸付を受けた加盟銀行が、その貸付の期間または存続中、その準備区の準備銀行または連邦準備制度理事会の公式の反対警告にもかかわらず、株式、公社債もしくはその他類似の債務証書を担保とする貸付を増加し、または担保付と無担保とを問わず株式、公社債もしくはその他の投資証券(合衆国債券を除く)の買入れないし保有の目的のために、債務証書、約束手形、または為替手形によりなされた株式取引所取引人、投資会社もしくは証券取引業者に対する貸付を増加する場合には、前記貸付は直ちに満期となりかつ支払われるべきものとみなされる。またその加盟銀行は連邦準備制度理事会の定める期間、本項の規定に基きその区の準備銀行から借り入れをなす資格を失うものとする。ただし公募に付された証券の買入れまたは引渡しを容易にする目的のためにのみ行われる一時的の保有または清算のための貸付は、本項にいう貸付に含まれないものとする。

(9) 国法銀行の債務総額

(Aggregate liabilities of national banks)

合衆国改正法律第5202条は、これを次の通り改正する。

国法銀行は次の種類の債務を除き、いつでもその当時において実際に払込済であり、かつ損失その他により減少していない資本金金額をこえて、債務を負いまたはいかなる方法によつても責任を負うことはできない。

- 第1 流通銀行券。
- 第2 その銀行の預り金および取立金。
- 第3 その銀行の貸方勘定として実際に預入されている金銭またはその貸勘定に対して振出された為替手形または送金手形。
- 第4 配当金および未配当利益金に関する株主に対する債務。
- 第5 連邦準備法の条項に基き生じた債務。
- 第6 復興金融会社法の条項に基き生じた債務。
- 第7 外国払の引受済為替手形の裏書により生じた債務、ただしその手形は裏書銀行により実際に所有され、かつ国内または外国で割引かれたものであること。
- 第8 1916年7月17日制定連邦農地貸付法(1923年農事信用法により修正)第2章第202条の規定に基き生じた債務。
- 第9 改正法律(修正)第5200条第9項に基き、通貨監督官の明白な承認を得て行われた貸付のために生じた債務。
- 第10 連邦準備法第13条bの規定に基き生じた債務。

(10) 割引、買取および売却に対する理事会の規制

(Regulation by Board of Governors of discounts, purchases and sales)

連邦準備銀行の行うすべての受取手形、内国および外国為替手形ならびにこの法律の認めた引受手形の割引、再割引、買取および売却は、連邦準備制度理事会の課する規制、制限および規程に従うものとする。

(11) 保険会社代理店または不動産貸付仲立人としての国法銀行(National banks as insurance agents or real estate loan brokers)

合衆国の法律により設立された国法銀行で、最新の10年ごとの国勢調査による人口5,000をこえ

ない地に所在し営業しているものは、現行法により付与された権限のほか、通貨監督官の定める規則および規程に基き、その銀行の所在する州の当局によりその州において営業を認可された火災、生命またはその他の保険会社の代理店となり、保険の勧誘および取次をなしかつその保険会社の発行した保険証券に対する保険料の取立を行うことができ、かつこれに対し同銀行とその代理した保険会社との間の取決めに従い、報酬または手数料を受けることができる。また他人のため仲立人または代理人として、その所在地から100マイル以内にある不動産に対し、貸付をなしまだはその周旋をなし、これに対し相当の報酬または手数料を受けることができる。

ただし前記銀行はいかなる場合においても、前記貸付金の元金もしくは利子を保証し、または本人たる保険会社がその代理店を通じて発行した保険証券の保険料の支払を引受けもしくは保証することはできない。なおまた銀行は被保険者が保険申込書に記入した記事の真実であることを保証することはできない。

(12) ドル為替を供するための銀行引受手形

(Banker's acceptances to create dollar exchange)

加盟銀行は自行あてに振出された恩恵日を除き3か月以内に満期となる送金手形または為替手形で、連邦準備制度理事会の定める規程に基き、外国または合衆国の属領もしくは島嶼属地の銀行または銀行業者が、それら各国、属領または島嶼属地における商取引の慣習上必要とするドル為替を供する目的をもつて振出したものを引受けができる。

この送金手形または為替手形は、連邦準備制度理事会の定める金額を限り、かつその規程、規制および制限に従つて、連邦準備銀行がこれを取得することができる。

ただし加盟銀行が本項に定めた送金手形または為替手形を一銀行に対して引受けうる額は、その送金手形または為替手形に、所有権を表示もしくは確保する証書を添付したまはその他の適當な担保を付していない限り、その引受銀行の無瑕疵払込済資本金および剰余金の10%をこえることはできない。なおまた加盟銀行はいつでも、総額にお

いてその払込済無瑕疵資本金および剩余金の額を相
当額をこえて、前記送金手形または為替手形を引
受けすることはできない。

(13) 合衆国の直接債務を担保とする個人、組合および
法人への貸付 (Advances to individuals, partnerships, and corporations on direct obligations of United States)

連邦準備銀行は連邦準備制度理事会の定める制
限、規制および規程に従い、個人、組合または法
人に對し合衆国の直接債務で担保されたその個人、
組合または法人の約束手形により貸付をなすこと
ができる。

これらの貸付は90日をこえない期間に限りなさ
れるものとし、かつ連邦準備制度理事会の審査
および決定に従い連邦準備銀行が隨時定める利子
を付されるものとする。

第13条 a 農業手形の割引

(1) 連邦準備銀行の農業手形割引の権限

(Authority of Federal reserve banks to discount agricultural paper)

連邦準備銀行は連邦準備制度理事会の定める規
程および制限に従い、農業上の目的のためまたは
家畜取引に基き発行または振出された約束手形、
送金手形および為替手形で、その加盟銀行の裏書
を有し、かつその銀行が自行の裏書に関しては呈
示、通知および拒絶証書の作成を免除していると
みなされるものを割引くことができる。この手形
は割引の当時において恩恵日を除き9ヶ月以内に
満期となるものに限る。このような約束手形、送
金手形および為替手形はこの法律の第16条の規定
に基き、連邦準備券発行の担保として提供する
ことができる。

ただし6か月以上の期限を有する約束手形、送
金手形および為替手形は、容易に販売しうる主要
農産物の所有権を表示もしくは確保した倉庫証券
もしくはその他類似の流通証券により担保される
か、または販売の目的をもつて飼育している家畜
に対する動産抵当により担保されるのでなければ、
連邦準備券発行の基礎として適格ではない。

(2)～(5) [略]

第13条 b 産業目的の貸付および割引

(1) 商工業に対する直接貸付 (Direct loans to industrial or commercial businesses)

(a) 連邦準備銀行は例外的な場合において、そ
の区内の既存の商工業者が普通の源泉から適
当な条件で所要の金融上の援助を受けえない
ことを十分認めたときは、連邦準備制度理事
会より付与された権限に基き、これに対し運
転資金を供与する目的をもつて、適當かつ健
全な条件においてこれらの業者に貸付を行い
もしくはその債務証書を買取り、またはそれ
らに關し確約を与えることができる。ただし
本項に基き連邦準備銀行が取得する債務証書
またはその確約の期限は5年をこえることは
できない。

(2)～(5) [略]

第14条 公開市場操作

(1) 電信為替、銀行引受手形および為替手形の売買

(Purchase and sale of cable transfers, bankers' acceptances and bills of exchange)

連邦準備銀行は連邦準備制度理事会の定める規
則および規程に従い、内外の公開市場において
内外の銀行、商社、法人または個人を相手とし
て、加盟銀行の裏書あると否とを問わず、電信為
替ならびにこの法律において再割引に適格と定め
られた種類および期限の銀行引受手形および為替
手形を売買することができる。

(2) 金の取引および金に対する貸付

(Dealing in, and loans on, gold)

各連邦準備銀行は次の権限を有する。

(a) 内外において金貨および金地金の取引を
行うこと、これに対し貸付をなすこと、連邦
準備券を金、金貨または金証券と交換するこ
と、ならびに金貨または金地金の借入契約を
なし、これに対して必要な場合合衆国国債ま
たは連邦準備銀行が保有する権限を与えられ
たその他の証券を担保とするなど適當な担保
を提供すること。

(3) 合衆国、州、郡その他の債務証書の売買

(Purchase and sale of obligations of United

States, States, counties, etc.)

- (b) 内外國において、合衆国の国債および債券、買入れの時より6か月以内に満期となる連邦農地抵当会社の社債、1933年住宅所有者貸付法（修正法）第4条(c)項に基き発行された債券で買入れの時より6か月以内に満期となるもの、ならびに合衆国大陸における各州、郡、区、政治上の分区または自治体（灌漑区、排水区および埋立区を含む）の租税徵収を見越しまたは確定収入を見越して発行された証券、債券、歳入証券および証書で買入れの時より6か月以内に満期となるものを売買すること。この買入れは連邦準備制度理事会の定める規則および規程に従わなければならない。

ただしこの法律の他の規定にかかわらず、(1)1958年6月30日までは、合衆国の直接債務である、または合衆国が元利の支払を全額保証している長中期債券その他の債務証書は、満期日に関係なく、公開市場においてまたは直接合衆国との間において売買することができる。このような売買はすべてこの法律の第12条Aの規定に従つて行われるものとし、かつ12の連邦準備銀行が直接合衆国より取得した債務証書の保有総額はいつでも5,000,000,000ドルをこえることはできない。(2)1958年7月1日以後は、合衆国の直接債務である、または合衆国が元利の支払を全額保証している長中期債券その他の債務証書は、満期日に関係なく、公開市場においてのみ売買することができる。

連邦準備制度理事会はこの但書の規定に基づく合衆国との間の直接売買に關し、詳細な報告を議会に対するその年次報告に記載するものとする。

(4) 為替手形の売買

(Purchase and sale of bills of exchange)

- (c) さきに定めたような商取引から生じた為替手形を加盟銀行から買取り、かつ裏書をなしまたはすることなく、これを売却すること。

(5) 割引歩合 (Rates of discount)

- (d) 連邦準備制度理事会の審査および決定に従う条件のもとに、連邦準備銀行が各種の手形

に対して課すべき割引歩合を隨時定めること。この割引歩合は商業および事業の必要資金の融資という観点から定めることを要し、各連邦準備銀行はその割引歩合を14日ごとに、または理事会が必要と認める場合にはそれ以上頻繁に定めることを要する。

(6) 外国の取引先および代理店

(Foreign correspondents and agencies)

- (e) 為替の目的のため他の連邦準備銀行に勘定を開設すること。また連邦準備制度理事会の同意を得てまたはその命令および指図に基き、かつ同理事会の定める規程の下に、諸外国において勘定を開きかつこれを維持し、為替手形の売買および取立のために最も適當と認められる諸国に取引先を指定しかつ代理店を設置すること。この取引先または代理店を通じ、実際上の商取引より生じた為替手形（または引受手形）で恩恵日を除き90日以内の期限を有しかつ2名またはそれ以上の責任ある当事者の署名を有するものを買取り、かつ裏書をなしまたはすることなく売却すること。連邦準備制度理事会の同意を得て、このような外国取引先もしくは代理店のために、または外国銀行もしくは銀行業者のために、またはこの法律第25条(b)にいう外国のために、銀行勘定を開設しかつ維持すること。

一連邦準備銀行が、連邦準備制度理事会の同意を得てまたはその命令および指図に従い、前記の勘定を開設したまたは代理店もしくは取引先を指定した場合には、その他の連邦準備銀行は、連邦準備制度理事会の同意および認可を得て、その勘定を開設したまたは代理店もしくは取引先を指定した連邦準備銀行を通じて、理事会の定める規則および規程の下に本条により許された取引を行うことができる。

(7) 連邦中期信用銀行引受手形の売買

(Purchase and sale of acceptances of Federal Intermediate Credit Banks)

- (f) 連邦準備制度理事会が公共の利益のため必要であると宣言するときは、連邦中期信用銀行および全国農事信用会社の引受手形を、公開市場において国内の銀行、商社、法人また

は個人を相手として売買すること。

- (8) 外国銀行および外国銀行業者との関係および取引
(Relationships and transactions with foreign banks and bankers)
- (g) 連邦準備制度理事会は、連邦準備銀行が外国銀行または外国銀行業者、または外国銀行もしくは外国銀行業者の団体との間に結んだ一切の関係およびあらゆる種類の取引に対して特別の監督を行う。このような関係および取引はすべて理事会の定める規程、条件および制限に従うことを要する。

連邦準備銀行の役員またはその他の代表者は、あらかじめ連邦準備制度理事会の許可を得なければ、外国銀行または外国銀行業者の役員または代表者との間にいかなる種類の交渉を行なうことはできない。

連邦準備制度理事会はこのような会議または交渉に際して、その裁量により理事会の指名する代表者を出席させる権利を有する。

前記の会議または交渉に参加した各連邦準備銀行は、正式に権限を付与されたその役員が作成する文書をもつて、一切の会議または交渉に関する十分な報告、成立した一切の了解もしくは契約または同意した取引、およびその会議または交渉に付随するその他一切の具体的な事実を、連邦準備制度理事会に届出することを要する。

第15条 政府預金

- (1) 合衆国の預託銀行および国庫代理人としての連邦準備銀行 (Federal reserve banks as depositaries and fiscal agents of United States)

国庫の一般資金中に保有する金銭は、国法銀行券の兌換のための5%の基金および連邦準備券の兌換のためこの法律に規定された基金を除き、財務長官の指図により連邦準備銀行に預託することができる。準備銀行は財務長官の要求ある場合には合衆国の国庫代理人となるものとする。政府の歳入の全部または一部はこれを同銀行に預託し、かつ支出はその預金に対し振出した小切手により行なうことができる。

(2)～(3) [略]

第16条 発券

- (1) 連邦準備券の発行、債務の性質、兌換の場所
(Issuance of Federal reserve notes; nature of obligation; where redeemable)

連邦準備券は連邦準備制度理事会の裁量により、次の規定に従い、連邦準備代理官を経て連邦準備銀行に貸付を行う目的のためにのみ発行されるものとする。

連邦準備券は合衆国の債務であつて、すべての国法銀行、加盟銀行および連邦準備銀行により受取られ、かつあらゆる租税、關稅およびその他の公課の納付のため受け入れられるものとする。

連邦準備券はコロンビア区ワシントン市所在の合衆国財務省において、または各連邦準備銀行において、要求次第合法貨幣をもつて兌換されるものとする。

- (2) 連邦準備銀行の準備券交付申請

(Application for notes by Federal Reserve banks)

各連邦準備銀行は地方連邦準備代理官に対しその必要とする金額の連邦準備券の交付を申請することができる。

前記の申請をなす場合には、申請後それに基いて発行される連邦準備券の金額と同額の担保を地方連邦準備代理官に提供することを要する。

担保として提供されるものは、この法律の第13条の規定に基いて取得した約束手形、送金手形、為替手形もしくは引受手形、またはいずれかの連邦準備区の加盟銀行の裏書を有しあつこの法律の第14条の規定に基いて買取られた為替手形、または同第14条の規定に基いて買取られた銀行引受手形、または金証券、または合衆国の直接債務証書でなければならない。

いかなる場合においても前記の担保は連邦準備券申請額より少額であつてはならない。

連邦準備代理官は毎日連邦準備制度理事会に対して、その所轄連邦準備銀行に対する連邦準備券の発行高および同行からの還収高をすべて報告しなければならない。

連邦準備制度理事会は連邦準備銀行に対して発行した連邦準備券の保護のため、いつでもその連邦準備銀行に増担保を求めることができる。

(3) 預金および準備券に対する準備、準備券の兌換、金証券との引替 (Reserve against deposits and notes; redemption of notes; exchange for gold certificates)

各連邦準備銀行はその預金に対する準備として25%以上の金額の金証券を、また、その連邦準備券の実際流通高に対する準備として25%以上の金額の金証券を、維持しなければならない。

ただし連邦準備代理官が連邦準備銀行に発行した連邦準備券の担保として金証券を保有する場合には、その金証券はその銀行が連邦準備券の実際流通高に対して維持することを要する金準備の一部としてこれを算入する。

発行された準備券には、その券面に連邦準備制度理事会が各連邦準備銀行に対し指定した特殊の文字および連續した番号を記載するものとする。

合衆国国庫に兌換のため呈示された準備券は兌換基金をもつて兌換され、それが最初に発行された際に経由した連邦準備銀行に返還されるものとする。その連邦準備銀行は財務長官の要求に基き、合法貨幣をもつて兌換基金を補充しなければならない。その連邦準備券が国庫局長により金証券をもつて兌換された場合には、財務長官が必要と認める限度まで、金証券をもつてその基金を補充しなければならない。連邦準備銀行は自行の連邦準備券の残存する間は、国庫局長に対し、同局長が一切の兌換を行う準備のため財務長官が十分であると判断する金額を、金証券で預託しなければならない。

国庫局長が兌換の目的以外において受取つた連邦準備券は、次に定める兌換基金中の金証券と引替えた上、それが最初に発行された際に経由した準備銀行に返還するか、またはその銀行における合衆国の債権勘定に振込むために返還することができる。

連邦準備券で流通に適しないものは、これを抹消廃棄するため、連邦準備代理官より通貨監督官に返還される。

(4) 兑換基金の維持、発券の権利の許容

(Maintenance of redemption fund; granting right to issue notes)

連邦準備制度理事会は、各連邦準備銀行に対して発行された連邦準備券の兌換のため、財務長官

の判断により十分とされる額を金証券をもつて合衆国国庫に預託しておくことを、各行に要求しなければならない。その預託額はいかなる場合においても、準備券の発行総額より連邦準備代理官が担保として保有する金証券の額を控除した額の5%を下ることはできない。預託された金証券は前記規定により連邦準備券の実際流通高に対し維持されるべき25%の準備の一部として算入されるものとする。

理事会は連邦準備代理官を経由して連邦準備銀行の連邦準備券発行申請に対し、その全部もしくは一部を許容し、または全然その申請を却下する権利を有する。連邦準備制度理事会はその申請を許容した範囲において、その地方連邦準備代理官を経て、申請銀行に対し連邦準備券を交付するものとする。交付を受けた銀行は同行に対する連邦準備券の発行額について債務を負担し、かつその連邦準備券の発行総額より連邦準備代理官が担保として保有する金証券の額を控除したものに相当する準備券金額に対し、連邦準備制度理事会の定める率の利息を支払わなければならない。

連邦準備銀行に対し発行された連邦準備券は、交付されると同時に、この法律の第18条により2%利付合衆国国債を担保として発行される連邦準備銀行券とともに、同銀行の全資産に対し第1位の先取特権を有するものとなる。

(5) 準備券流通高に対する債務減少のための預託金

(Deposit to reduce liability for outstanding notes)

連邦準備銀行はいつでも連邦準備代理官に対し、自行の連邦準備券、金証券または合衆国の合法貨幣を預託して、連邦準備券の流通高に対するその債務を縮減することができる。

このように預託された連邦準備券は、最初の発行条件によらない限りこれを再発行することはできない。

(6) 金証券の国庫への移管

(Transfer of gold certificates to Treasury)

連邦準備代理官は前項の金証券または合法貨幣を保有し、これを同官が取締役である連邦準備銀行より提出された連邦準備券の引替のためにのみ使用しなければならない。

連邦準備制度理事会は財務長官の要求ある場合

には、連邦準備代理官に対し、連邦準備券の担保として同官が保有している金証券中もつぱら連邦準備券を兌換する目的のため必要な額を、合衆国國庫局長に送付することを要求しなければならない。ただし國庫局長に預託した前記の金証券は連邦準備代理官に預託した担保として計算、取扱うものとする。

(7) 担保の取替、連邦準備券の回収

(Substitution of collateral; retirement of Federal reserve notes)

連邦準備銀行はその裁量により、同行に対し発行された連邦準備券の保護のため地方連邦準備代理官に預託した担保を引出すことができるが、同時に連邦準備制度理事会の定める規程により連邦準備代理官の認可を得て、同額の他の担保を代りに提供しなければならない。

連邦準備銀行はその連邦準備券を連邦準備代理官または合衆国國庫局長に預託することによりこれを回収することができる。この回収と同時にその連邦準備銀行はその準備券の担保として連邦準備代理官に預託した担保品の返戻を受ける権利を有するものとする。

連邦準備銀行は回収された連邦準備券に対しては前記規定の準備または兌換基金の保有を要しない。

このように預託された連邦準備券は、最初の発行条件によらない限りこれを再発行することはできない。

(8) 準備券、金証券および合法貨幣の保管

(Custody of reserve notes, gold certificates, and lawful money)

連邦準備法の規定により連邦準備代理官に対して発行しましたは預託された一切の連邦準備券および一切の金証券ならびに合法貨幣は、今後、連邦準備制度理事会の定める規則および規程に基いて、その代理官のために、同官自身と同官の所轄連邦準備銀行との共同保管の下に保有されるものとする。

同代理官および連邦準備銀行は前記連邦準備券、金証券および合法貨幣の保管につき連帶責任を負うものとする。

ただし本条の規定は、連邦準備代理官が金証券

を連邦準備制度理事会において同官の指図に従い保管するため同理事会に預託し、または法律の認める目的のため合衆国國庫局長にこれを預託することを禁ずるものと解釈することはできない。

(9) 図版の彫刻、準備券の券面種類および形式

(Engraving of plates; denominations and form of notes)

通貨監督官は財務長官の指図に基き、連邦準備券として流通するに適當な紙幣を供給するため、偽造および変造防止に最も適當な方法で図版および鋳型を彫刻せしめ、これにより連邦準備銀行に供するに必要ある額の 5 ドル、10 ドル、20 ドル、50 ドル、100 ドル、500 ドル、1,000 ドル、5,000 ドル、10,000 ドル、の各券面の準備券を印刷し、かつこれに番号をつけるものとする。

準備券はこの法律の規定に基き財務長官の指図した形式および性質を有し、かつその発行の際に経由する各連邦準備銀行を区別する番号を付されるものとする。

(10) 未発行券の保管 (Custody of unissued notes)

連邦準備券が作成されたときは、これを國庫または各連邦準備銀行の営業所に最も近い支金庫または合衆国造幣局に預託し、かつこの法律の規定に従い通貨監督官の交付命令のあるまでその銀行の使用に供するため保管するものとする。

(11)～(13) [略]

(14) 額面価額をもつて預金に受け入れられる小切手および送金手形 (Checks and drafts to be received on deposit at par)

各連邦準備銀行はその預金者あてに振出された小切手および送金手形を、加盟銀行または他の連邦準備銀行より額面価格で預金に受け入れるものとする。他の連邦準備銀行または加盟銀行の預金者がその準備銀行または加盟銀行に預入されている自己の資金に対して振出した小切手および送金手形を、ある連邦準備銀行より送付してきた場合にもまた同じ。

本条の規定は、加盟銀行がその得意先に対して、資金の取立および送付または為替の売却のため生ずる実費を課することを禁ずるものと解釈することはできない。

連邦準備制度理事会は規則をもつて、連邦準備

銀行を通じて交換決済される小切手に対して加盟銀行がその得意先に課する手数料、および連邦準備銀行が交換決済または取扱に対して課しうる手数料を定めるものとする。

(15) 連邦準備銀行相互間の資金の回送

(Transfer of funds among Federal Reserve banks)

連邦準備制度理事会は隨時、連邦準備銀行およびその支店相互の間における資金の回送およびその手数料に関する規程を制定しかつ公布するものとする。連邦準備制度理事会はまたその裁量により、連邦準備銀行のために手形交換所としての機能を遂行し、または一連邦準備銀行を指定してこのような機能を遂行せしめ、かつ各連邦準備銀行をしてその加盟銀行のため手形交換所の機能の遂行を求めることができる。

(16) 決済基金 (Settlement fund)

財務長官は、連邦準備銀行または連邦準備代理官が連邦準備制度理事会における自己の勘定に預託するため金または金証券を提供したときは、合衆国国庫局長または局長補をしてこれを受入れしめる権限を与えられかつ義務を負う。

財務長官は規程により、前記預託を行う連邦準備銀行または連邦準備代理官に対し国庫局長または局長補の発行する受領書の形式を定めるものとする。前記受領書の副本は国庫局長が国庫局長補より前記の預託を受けた旨の適宜の通知をまつて、ワシントンにおいてこれを連邦準備制度理事会に交付しなければならない。

前記預託金は連邦準備制度理事会の指図のもとに保管され、かつ連邦準備制度理事会の指図により、連邦準備銀行または連邦準備代理官に対し、合衆国国庫、またはその連邦準備銀行もしくは連邦準備代理官の事務所に最も近い支金庫において、金証券をもつて支払われるものとする。

連邦準備制度理事会が前記の支払をなすに際し用いる指図書は、会長または副会長または同理事会の規程をもつて定めるその他の役員もしくは理事の署名があることを要する。

この指図書の形式は財務長官の認可を受けるものとする。

(17)～(19) [略]

第17条 国法銀行による国債預託 [略]

第18条 国債の借替

(1) 流通券を担保する国債の売却申請

(Application to sell bonds securing circulation)

この法律の通過後2年を経過した時から20年間はいつでも、加盟銀行が自行の流通券の全部または一部を回収しようとする場合には、回収されるべき流通券を担保する合衆国国債を、その券面額に経過利息を加えた価格をもつて自行の勘定で売却するための申請書を、合衆国国庫局長に提出することができる。

(2)～(9) [略]

第19条 銀行準備金

(1) 用語の定義 (Definitions of terms)

連邦準備制度理事会は本条の目的のために「要求払預金」(demand deposits)、「総要求払預金」(gross demand deposits)、「要求次第支払われる預金」(deposits payable on demand)、「定期預金」(time deposits)、「貯蓄預金」(savings deposits)、「信託資金」(trust funds)という用語の定義をなし、何をもつて利子の支払とみなすべきかを決定し、さらに本条の目的を有効ならしめかつ本条に対する脱法行為を防止するために必要と認める規則および規程を定める権限を有する。

ただし加盟銀行の所要準備金に関する本条の規定の意義においては「定期預金」という用語は「貯蓄預金」を含むものとする。

(2) 所要の準備金額 (Amount of reserves required)

各銀行または信託会社で現に連邦準備銀行に加盟しているものまたは今後加盟銀行となるものは、連邦準備銀行に対して次に定める通りの準備金残高を設けかつこれを維持しなければならない。

(3) 準備市または中央準備市以外にある銀行

(Banks not in reserve or central reserve cities)

(a) 現在指定されたまたは将来指定される準備市または中央準備市以外にあるものは、その要求払預金総額の7%および定期預金の3%を下らない額に相当する実際正味残高を、その区の連邦準備銀行に保有しかつこれを維持しなければならない。

(4) 準備市銀行 (Reserve city banks)

(b) 現在指定されまたは将来指定される準備市にあるものは、その要求払預金総額の10%および定期預金の3%を下らない額に相当する実際正味残高を、その区の連邦準備銀行に保有しあつこれを維持しなければならない。

ただし準備市の周辺地区または自治体特許の拡張によりその市に編入された地域にあるものは、連邦準備制度理事会理事5名の同意を得て、本条(a)項に規定する準備金残高を保有しあつ維持することができる。

(5) 中央準備市銀行 (Central reserve city banks)

(c) 現在指定されまたは将来指定される中央準備市にあるものは、その要求払預金総額の13%および定期預金の3%を下らない額に相当する実際正味残高を、その区の連邦準備銀行に保有しあつこれを維持しなければならない。

ただし中央準備市の周辺地区または自治体特許の拡張によりその市に編入された地域にあるものは、連邦準備制度理事会理事5名の同意を得て、本条(a)項または(b)項に規定する準備金残高を保有しあつ維持することができる。

(6) 準備金所要額の変更

(Change of reserve requirements)

連邦準備制度理事会は本条の他の規定にかかわらず、4名以上の理事の同意を得て、有害な信用の拡張または収縮を防止するために、その規程により、(1)中央準備市所在の加盟銀行により、または(2)準備市所在の加盟銀行により、または(3)準備市あるいは中央準備市以外にある加盟銀行により、または(4)すべての加盟銀行により、維持されなければならない要求払預金もしくは定期預金またはその両者に対する準備金所要額を変更することができる。ただし前記の変更の結果加盟銀行が維持しなければならない所要準備金の金額は、1935年銀行法制定の日においてその銀行が法律上維持することを要求された準備金金額以下になることも、またはそれの2倍をこえることもできない。

(7) 他の者のためによる加盟銀行の証券貸付

(Member banks making security loans for others)

加盟銀行は、銀行でない法人、組合、協会、事

業トラストまたは個人が、株式、公社債およびその他の投資証券を担保として、株式、公社債およびその他の投資証券の仲立人または取引業者に貸付をなすにつき、その仲介人または代理人となることはできない。

加盟銀行が本条の規定に違反した場合には、その違反が継続する間1日に付き100ドル以下の罰金に処する。その罰金はその加盟銀行の所在する区の連邦準備銀行が訴訟その他の方法によりこれを徴収することができる。

(8) 非加盟銀行に対する預金および手形割引

(Deposits with, and discounts for, nonmember banks)

加盟銀行は加盟銀行でない州法銀行または信託会社に、自行の払込資本金および剰余金の10%をこえる額を預託してはならない。

加盟銀行は連邦準備制度理事会の許可を得ない限り、非加盟銀行の仲介人または代理人としてこの法律の規定に基き連邦準備銀行に割引を申請し、または割引を受けることはできない。

(9) 準備金残高に対する小切手の振出および同残高の引出 (Checking against and withdrawal of reserve balance)

加盟銀行は連邦準備銀行に預託した所要準備金残高に対し、現存債務の支払のため、連邦準備制度理事会の定める規程に基きかつその定める罰則に従い小切手を振出しあつこれを引出すことができる。

(10) 準備金計算上の控除

(Deductions in computing reserve)

加盟銀行はこの法律により要求される準備金残高を計算する場合には、その総要求払預金金額から、他の銀行（連邦準備銀行および外国銀行を除く）に対する貸勘定、および連邦準備制度理事会の定める用語の意義の範囲内において取立の過程にある現金項目であつて合衆国内で呈示次第即時支払われるものの総額を控除することができる。

(11) [略]

(12) 要求払預金に対する利子

(Interest on demand deposits)

加盟銀行は要求次第支払われる預金に対し、いかなる方法によるを問わず、直接または間接に利

子を支払つてはならない。

ただし本項の規定は、従前善意に締結され、その銀行が本項の規定の適用を受けることとなつた日において効力を有する預金証書またはその他の契約の条件に従つて利子を支払うことを禁ずるものと解釈することはできない。ただしこのような預金証書またはその他の契約は、本項に適応するよう修正されるのでなければこれを更新または延長しえないものとし、かつ各加盟銀行は契約上の義務に一致してなしうる限りすみやかに本項に適応するに必要な手続をとらなければならない。

本項は合衆国の各州およびコロンビア区以外にある営業所のみにおいて支払われる前記銀行の預金に対しては適用しない。

更に本項は1935年銀行法制定の日から2年間を経過するまでは、(1)連邦預金保険会社法における貯蓄銀行によりなされた預金または相互貯蓄銀行によりなされた預金、または(2)各州、郡、学校区その他の分区ないし自治体によりもしくはそのためになされた公金預金または信託資金の預金で、これら公金もしくは信託資金の預金に対する利子の支払を州法により必要とするものにはこれを適用しない。

合衆国、準州、区もしくは属地（フィリピンを含む）、またはその公共機関、代理機関もしくはこれら機関の役員の預託する資金に関して、利子の支払を要求する現行法中、本条（修正）の規定に抵触する部分はこれを廃止する。

(13) 定期および貯蓄預金に対する利子およびその支払 (Interest on, and payment of time and savings deposits)

連邦準備制度理事会は定期預金および貯蓄預金に対して加盟銀行が支払うる利子の歩合を規程をもつて隨時制限し、また、期限を異にし、またはその引出もしくは払戻に関する条件を異にし、または地域の異なるために条件を異にし、または各連邦準備区における加盟銀行の割引率の異なるに従い、定期預金および貯蓄預金に対する利子の支払につき異った歩合を定めるものとする。

加盟銀行は前記理事会の定める条件によりかつ理事会の規則および規程に従うのでなければ定期預金を期限前に支払うことはできない。また貯蓄

預金の支払前に通知を要求する規定は、すべての貯蓄預金に対して同一の規定を適用する場合のほか、これを放棄してはならない。

ただし本項の規定は合衆国の各州およびコロンビア区以外にある加盟銀行の営業所においてのみ支払われる預金にはこれを適用しない。

(14) 公金預金に対する準備

(Reserves against deposits of public moneys)

加盟銀行は、第1次自由公債法（修正）、第2次自由公債法（修正）、および第3次自由公債法（修正）の規定にかかわらず、合衆国の預託した公金預金に対し、その銀行が本条によつて他の預金に対して維持することを要求されると同様の準備金を維持しなければならない。

ただし現在の戦争における交戦状態が大統領の布告または議会の両院合同決議により終結したと決定されてから6か月を経過するまでは、第2次自由公債法（修正）に基く権限の下に発行された合衆国政府証券に対する加盟銀行の応募または加盟銀行を経由する応募の結果としてのみ生じた、加盟銀行の支払うべき合衆国の預金に関しては、本条の準備金規定を適用しない。

第20条 準備としての国法銀行券兌換基金 [略]

第21条 銀行検査

(1) 改正法律第5240条の改正

(Amendment of section 5240, Revised Statutes)

合衆国改正法律第5240条はこれを次の通り改正する。

(2) 国法銀行とその子会社の検査

(Examinations of national banks and affiliates of national banks)

通貨監督官は財務長官の認可を得て各國法銀行の検査を行う検査官を任命しなければならない。検査官は毎暦年2回検査を行う。ただし監督官はその裁量により前記検査のうち1回を免除または必要と認める場合はそれ以上頻繁に検査を行わせることができる。

前記の検査免除はいずれの2年間についても1回以上頻繁にこれをなすことはできない。

国法銀行を検査する検査官は、銀行の一切の営業状態を十分に検査する権限を有し、検査に際し

ては宣誓を行わせ、その役員および代理人をその宣誓の下に検査する権限を有する。検査官は通貨監督官に対してその銀行の状態に関する完全詳細な報告をなすこととする。

検査官は国法銀行の検査を行うに際し、同時にその銀行の子会社で加盟銀行でないものの営業状態につき、その銀行とその子会社との間の関係およびその関係がその銀行の営業状態に及ぼす影響を十分に明らかにするに必要な検査を行うものとする。前記子会社の検査において要求された情報の提出を拒否した場合またはその検査を拒否した場合には、その銀行の一切の権利、特権および特典は連邦準備法第2条(修正) (合衆国法典第12章第141、222～225、281～286および502条)により剥奪される。

国法銀行またはその子会社が、通貨監督官が検査に基き勧告または提議を通告した後120日以内に、同官が満足するようにその勧告または提議に適応する措置をとらない場合には、通貨監督官はその検査報告書を公表する権限を有する。

この公表は90日前にその銀行または子会社に対して予告することを要する。

(3)～(4) [略]

(5) 準備銀行による特別検査

(Special examinations by reserve banks)

通貨監督官の実施する検査のほかに、各連邦準備銀行は連邦準備代理官または連邦準備制度理事会の承認を得て、その区内の加盟銀行の特別検査を行うことができる。

この検査費用は連邦準備制度理事会の裁量により受検銀行に賦課することができ、賦課された場合には受検銀行はこれを支払わなければならない。

この検査は連邦準備銀行が加盟銀行の営業状態および貸出状況に関し情報を得るためにこれを行うものとする。

各連邦準備銀行はその連邦準備銀行の区内の加盟銀行の営業状態について連邦準備制度理事会により要求された情報を、いつでも同理事会に提供しなければならない。

(6) 臨検の権限 (Visitatorial powers)

銀行は法律上の権限に基づく場合、司法裁判所の有する権限による場合、合衆国議会またはその上

下各院または正式に権限を与えられた議会もしくはその各院の委員会が、施行もしくは指図またはすでに施行もしくは指図した場合を除いて、いかなる臨検にも従う必要がない。

(7) 連邦準備銀行の検査

(Examinations of Federal reserve banks)

連邦準備制度理事会は少なくとも毎年1回各連邦準備銀行の検査を命ぜるものとし、かつ加盟銀行10行が共同して申請する場合には、連邦準備制度理事会は連邦準備銀行の特別検査およびその営業状態の報告を命じなければならない。

(8) 国法銀行信託部の検査費用

(Expenses of examining trust departments of national banks)

通貨監督官が前記の規定により賦課する検査費用のほかに、信託権限を行使するすべての国法銀行およびコロンビア区において信託権限を行使するすべての銀行または信託会社は、その信託業務の検査に対して通貨監督官によりその費用を償うに足る手数料を賦課されるものとする。

(9) [略]

第22条 検査官、加盟銀行、役員および取締役の犯罪 [略]

第23条 国法銀行株主の責任

(1) 国法銀行株主の責任

(Liability of shareholders of national banks)

各国法銀行の株主は各々その銀行のすべての契約、負債および約束に対し、その株式に対する投資額に加えて株式券面額まで個人的に責任を負うものとする。

[後 略]

第23条A 予会社との関係 [略]

第24条 農地に対する貸付

(1) 国法銀行の不動産貸付

(Real estate loans by national banks)

国法銀行は人工を加えた不動産に対する一番抵当を担保として不動産貸付を行うことができる。この不動産には人工を加えた農地ならびに人工を加えた事業用および住宅用の財産を含む。

[中 略]

前記貸付は今後、金額において、担保として提供された不動産の評価額の50%をこえ、期間において、5年をこえることはできない。ただし次の場合はこの限りではない。

[後 略]

(2)～(4) [略]

第24条 A 銀行の営業用土地建物に対する投資

(1) 銀行の営業用土地建物に対する投資または貸付の制限 (Limitation on investments in, or loans on, bank premises)

国法銀行においては通貨監督官の認可がない限り、また加盟州法銀行においては連邦準備制度理事会の認可がない限り、次に掲げる投資または貸付は、今後その総額に、1933年銀行法第2条に定めるその銀行の子会社でその銀行の営業用土地建物を所有する法人の負う債務額を加えた合計額が、その銀行の資本金額をこえる場合には、これを行うことはできない。

- (1) 銀行の営業用土地建物に対して、またはその銀行の営業用土地建物を所有する法人の株式、社債、債券もしくはその他類似の債務証書に対して投資すること。
- (2) 前記の法人に対し、またはその株式を担保として貸付けること。

第25条 外国支店

(1) 権限行使に必要な資本金および剰余金

(Capital and surplus required to exercise powers)

国法銀行でその資本金および剰余金の合計額が1,000,000ドルまたはそれ以上のものは、連邦準備制度理事会に対し、同理事会の定める条件および規程に基いて、次の権限のいずれかまたは両者を行使するための許可の申請を提出することができる。

(2) 外国支店の設置

(Establishment of foreign branches)

第1 合衆国の外国貿易を増進するため、外国

または合衆国の属領もしくは島嶼属地に支店を設置すること、および要求された場合には合衆国の国庫代理人となること。

(3) 外国銀行業務に従事する法人の株式の購入

(Purchase of stock in corporations engaged in foreign banking)

第2 総額においてその払込資本金および剰余金の合計額の10%をこえない金額を、合衆国または各州の法律に基いて特許または設立された1個または1個以上の銀行または法人で、直接にまたは外国、合衆国の属領もしくは島嶼属地にある地方機関の代理、所有もしくは管理を通じて、主として国際もしくは外国銀行業または前記属領もしくは島嶼属地における銀行業に従事するものの株式に投資すること。

(4)～(8) [略]

第25条(a) 外国銀行業務を認可された銀行法人

[略]

第25条(b) 訴訟の管轄権 [略]

第26条 抵触法律の廃止 [略]

第27条 国法銀行券に対する課税 [略]

第28条 国法銀行資本金の減額 [略]

第29条 救済条項

(1) 救済条項 (Saving clause)

この法律のある句、文章、項または部分がなんらかの理由によって管轄裁判所によつて無効と判決された場合においても、その判決は、この法律のその他の部分に影響を及ぼしこれを毀損またはこれを無効とすることなく、ただその判決の与えられた訴訟において直接に関係のある句、文章、項または部分のみに有効なものとする。

第30条 改正権の留保

(1) 改正権の留保 (Reservation of right to amend)

合衆国議会はこの法律を改正、変更または廃止する権限をここに明白に留保する。